

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会 「中間とりまとめ」の概要

令和4年4月
合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

I. 背景

- (1) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。通称「クリーンウッド（CW）法」）は、事業者一般に対し合法伐採木材等の利用、木材関連事業者に対し国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等（デュー・デリジェンス）を行う努力義務を課すとともに、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業者の登録制度により、合法伐採木材等の流通を促進する内容。
- (2) CW法附則第3項において、法施行（平成29年5月）後5年を目途に、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨規定されていることを踏まえ、昨年9月に検討会を設置。
- (3) 検討会は計8回開催。業界団体、NGO、有識者からヒアリング等を実施し、CW法の意義、現状・課題や今後の方向性等を「中間とりまとめ」として整理。

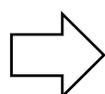
II. 「中間とりまとめ」の主な内容

1. CW法の意義・評価

- (1) 合法性の確認等に取り組む対象範囲が拡大
 - ・合法性の確認等に取り組む対象範囲が、公共調達から民間需要にも拡大
 - ・合法性が確認された木材等を調達・使用するだけでなく、木材関連事業者が主体性を持って合法性確認に取り組む機会・機運の高まり
- (2) 合法性が確認された木材等の取扱いが増加
 - ・木材流通の最初の段階に位置する第一種登録木材関連事業者によって合法性が確認された木材について、その総需要量（薪、木炭等CW法対象外のものも一部含まれる。）に対する割合が一定程度増加（平成30年27% → 令和2年40%）
- (3) 制度に対する関係者の更なる理解と参加が必要
 - ・CW法の存在自体は認識されるも、制度の詳細まで十分理解されていない状況
 - ・登録木材関連事業者は577件（令和4年1月）と増加傾向にあるが増加率は鈍化

2. 最近の国内外における状況変化

- (1) 違法伐採問題に対する世界的な動き
 - ・COP26やG7関連会合でも地球規模の環境問題の深刻化が話題となるなど、森林減少や違法伐採問題の重要性がこれまで以上に増大
 - ・EU、豪州、中国などで違法伐採対策に係る法制度の制定や見直しの動き
- (2) 持続可能性やSDGs等への関心の高まり
 - ・国際的にも合法性だけでなく持続可能性やSDGs等の視点にも関心の高まり
- (3) 国内における潜在的なリスクへの対応の必要性
 - ・森林が主伐期を迎える中、無断伐採等に対するリスクが潜在



CW法の施行により一定の成果はあったものの、まだ不十分
最近の国内外の状況も踏まえ、合法性確認の実効性の強化を図る必要

3. 現行のCW法の仕組みに関する課題と今後の方向性

違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通は、地球温暖化の防止や自然環境の保全等に悪影響を及ぼすほか、木材等の公正な取引を阻害するおそれ。

このため、輸入材・国産材を問わず違法伐採に係る木材等の国内における流通や利用をなくすことを通じ、最終的に違法伐採を根絶することを目指していくべき。

主な課題	実効性確保に向けた今後の方向性
①制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分	<p><制度への参加者の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及活動等を通じ、制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき。 ・第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢。 ・消費者に対する普及は、「木づかい運動」等との連携も効果的。
②流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応が必要	<p><国内市場における木材流通の最初の段階での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要。 ・輸入木材等については、税関との連携なども検討すべき。 ・国産材については、素材生産事業者の関与も検討すべき。 <p><流通のその他の段階（川中・川下）での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川中・川下の木材関連事業者の役割は、合法性の確認情報の連鎖。 ・川中・川下の木材関連事業者や消費者から、川上に合法性が確認された木材等をしっかり求めていくことが重要。 <p><リスクを踏まえたメリハリのある対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入木材等については、違法伐採に係るリスク度合いを考慮した対応が重要。 ・国際機関やNGO等の情報も活用し、政府が伐採国等に関する情報を収集し、木材関連事業者に分かりやすく提供すべき。
③事業者による合法性確認に関するルールが不明瞭	<p><合法性確認の手法の明確化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者が合法性の確認を行う際の内容やルール、手法について、政府が指針等を示すべき。 <p><合法性確認木材等とそれ以外の木材等の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備する必要。 ・最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、当面は分別管理を適切に行っていく必要。
④業界団体やNGO等との連携が必要	<p><CW法の執行等の仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府が合法性確認の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置をとる必要。 ・業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割を明確にして取り組んでいくべき。
⑤木材関連事業者の負担への配慮が必要	<p><類似制度との整理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図る必要。 <p><デジタル技術の活用等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材関連事業者の負担軽減のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべき。